

仏法紹隆寺覚え書き

渡辺 匡一

(信州大学人文学部)

はじめに

仏法紹隆寺（現諏訪市四賀桑原五二二四）は、諏訪湖畔を一望する高台にたたずみ千年余の星霜を重ねる真言宗の古刹である。中世以降、諏訪地方における真言宗の灌頂道場・談義所であった仏法紹隆寺には、真言の教えを学ぶため、多くの学僧たちが集い、研鑽の日々を送った。江戸時代には諏訪高島藩の祈禱寺ともなった同寺には、その長い歩みのうちに千点を超える典籍が蓄えられていった。なかでも、一二〇〇〜一五〇〇年代の古写本や活字本、印信類など、江戸時代を遡る資料の豊富さは全国でも屈指のものといえよう。

仏法紹隆寺の聖教については、すでに榎田良洪『専誉の研究』によって一部が紹介・活用され（注1）、南北朝期写と目される『沙石集』については、清水有聖に論考がある（注2）。また、最近では、室町時代末期〜江戸時代初期写の『歌行詩』が紹介されるなど、仏法紹隆寺の聖教は、常に研究者の注目を集めてきたが（注3）、悉皆調査による聖教全体の研究は行われないうままであった。

二〇〇三年五月、仏法紹隆寺の御許可をいただき、渡辺匡一（信州大学人文学部日本文学分野）、和田敦彦（同）、門屋温（早稲田大学）、信州大学日本文学分野の学生を中心に、仏法紹隆寺蔵聖教の悉皆調査を開始した。現在は、半年をかけての虫干しを経て、書誌カード取り

に入ったところである（注4）。

本調査研究の目的は二つに分けられる。一つは、真言教学の新たなテキストの発見などを通して、中・近世における宗教言説研究の拡大・深化を図ること。今一つは、内陸地域における僧侶達の交流や書籍の流通経路を追うことにより、中世以降に張りめぐらされた知のネットワークの具体的な把握を図ることである。本調査研究により、諏訪の地が、関西、東海、関東、東北地方と張りめぐらされたネットワークの中継基地として重要な役割を果たしていたことが明らかにされると考えられる。

本稿は、調査研究の二つの目的のうち、知のネットワークの具体的な把握作業に入る前段階として、『諏訪資料叢書』巻二十九「伝法灌頂記並古写経奥書類」（注5）に所収される仏法紹隆寺蔵の百十八点の奥書を整理し、仏法紹隆寺に伝来した書物の流れのアウトラインを描くことを目的とするものである（注6）。

一、仏法紹隆寺への伝来パターン

書物は、寺院に訪れた人とともに伝来する。「伝法灌頂記並古写経奥書類」に収められた仏法紹隆寺の蔵書を、人物を手がかりに振り分けていくと、おおよそ十八のパターンが顕れてくる。そのうち、分析可能な十三項目について具体的にみていくことにしよう。末尾に付し

た蔵書伝来見取り図、一覧表も参照してもらいたい。

①醍醐寺↓?↓仏法紹隆寺へ十点

永保元年(一〇八一)を始め、治承・建久・承久・寛喜など、平安時代末〜鎌倉時代の奥書を持つ一群である。それぞれの奥書が、本奥書(書写する際に用いた本に元々ついていた奥書)なのか、書写奥書(その本が書写された際に付された奥書)なのかは調査の進展によって明らかになると思われる。「遍智院」(4『真言儀式書』)、「三寶院」(8『三寶院結縁灌頂』)は醍醐寺の塔中(子院)であり、「醍醐僧正」(3『伝法灌頂式』)や、成賢(5『靈灌頂相承』)、6『意教上人御契』・弘濟(10『弘饒私記結縁灌頂記同上略義』)など醍醐寺の僧侶の名が確認できることから、この一群の多くが、醍醐寺関係の資料であることがわかる。仏法紹隆寺への伝来については、醍醐寺から直接なのか、他の寺院を経ているのか、現在のところは不明である。(3)〜(8)に出てくる人名は、④俊円書写本の本奥とも重なっており、(3)〜(8)については、④との関係を考慮する必要がある。

【資料1】(2)『伝法灌頂目安第一』奥書(注7)

伝法灌頂略支度治承三年(一一七九)二月/以西南院法印御房実勝御自筆書之云々

②定仙・頼高(鎌倉清涼寺↓駿州葦蔵山内観音院↓仏法紹隆寺)へ六点

仏法紹隆寺蔵書の中でも際だった写本群である。多くは鎌倉龜谷清涼寺で定仙が書写したものが伊豆国願成就院などを経て(12『断簡古写経』)、駿河国(静岡県)花蔵山観音院の頼高へと伝来している。こ

の一群は頼高の所持本であった可能性が高い。(13)『虚空蔵求問持法』、(15)『諸経法』によれば、鎌倉清涼寺(現在廃寺)には醍醐寺から大政が訪れており、清涼寺も醍醐寺末であったと考えられる。清涼寺の住侶定仙は鎌倉末期の学僧で、その教えは真福寺(尾張国大須観音)へと伝わり、真福寺の教学の礎となった(注8)。この一群も、鎌倉から西国へと教えが伝わっていった時の状況を伝える、貴重な資料と言えよう。残念ながら、仏法紹隆寺への伝来の経緯については不明である(注9)。

【資料2】(13)『虚空蔵求問持法』奥書

正応三年(一二九〇)八月二十九日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親/玄賜道教所持之本書写校点畢/金剛仏子定仙/同五年十月六日奉授道妙房畢/徳治三年(一三〇八)卯月二十八日任御本書写了朝宥/同月三十日授申了定禪/私云駿州花蔵山観音院常住頼高也

③俊盛・俊祐(醍醐寺↓仏法紹隆寺)へ三点

俊盛が文和二年(一一五三)、醍醐寺慈心院で書写した奥書を持つ(17)『唯授一人大事』、(18)『断簡古写経』と、俊盛が写したものを、文明五年(一一七三)に俊祐が書写したとの奥書を持つ(19)『経名不知』の二種類がある。(17)、(18)も俊祐の書写本の可能性が高い。①と同様に、③も醍醐寺関係の資料である。

仏法紹隆寺への伝来については、俊盛、俊祐ともにどの寺院の僧侶であったのか不明のため、①と同様、醍醐寺から直接なのか、他の寺院を経ているのか判然としない。「俊」の字に注目すれば、④の俊尊、俊円などとの関わりが気になるところである。

【資料3】(17) 『唯授一人大事』奥書

文和二(一二三三)年亥巳二月二十七日奉受此大事畢同晦日記
之／金資俊盛

【資料4】(19) 『経名不知』奥書

文和二年(癸巳)(一二三三)二月二十七日自法印御坊俊豪奉授
此大事了／同晦日記之金剛仏子俊盛／文明五年(一四七三)九
月十四日奉授俊耀律師伝授大阿闍梨権少僧都／俊祐

④ 俊円・尊純(醍醐寺↓能延寺↓仏法紹隆寺)〈四十五点〉

千五百年代前半の写本群。書写者の俊円、尊純は、現在確認できる
最初期の仏法紹隆寺住持である(俊円、尊純の順)。(20)〜(62)
『秘鈔』と『野決抄』は、俊円の写によるもので、醍醐寺で代々書写
されてきたものを、下野国氏家郡能延寺の俊尊が写し、さらにそれを
俊円が書写した経緯が記されている。(63)『断簡古写経』は尊純の手
によるもので、(おそらく俊円から)俊尊自筆本を賜り、書写した旨
が書き留められている。仏法紹隆寺に住した僧侶の活動が窺える最古
の資料群であり、下野国との交流など、中世における内陸地域の真言
僧の活動記録として貴重である。『諏訪史料叢書』では取り上げられ
ていないが、俊円の手によるものは、他に『薄草紙口決』、『遍口鈔』、
『実帰鈔』などが確認できる。

なお、『新義真言宗松橋密派』(仏法紹隆寺蔵、江戸時代写)は、俊
尊を仏法紹隆寺の住持とするが、(20)〜(62)や(67)、(68)の奥
書などを見る限り、俊尊の活動拠点は下野国を中心としており、仏法
紹隆寺の住持であった可能性は低いと思われる。

【資料5】(28) 『秘鈔』巻八奥書

御本記之／建久九年(一一九八)十一月十五日奉伝授遍智院／律

師御房記範賢／成賢／建保四年七月十二日伝得此書了／同九月十
日奉伝受僧正御房了／沙門憲深(生年二十五)／正嘉元年十一月
十二日於報恩院／以上件御本書写之畢／金剛仏子俊普(生二十
二)／同二年八月八日於報恩院奉受于僧正御房了／沙門俊一(生
年二十三)／永仁元年十一月十三日以御本書写之了／同二年五月
二十三日奉伝授于師主法印御房了／権律師義俊／文龜二年(一五
〇二)夏伝受了同三年四月二日於行樹院書之了／金剛仏子俊尊
永正十二年(一一五五)丙子卯月二十九日玉生於能延寺書之金剛
仏子俊円

【資料6】(63) 『断簡古写経』奥書

文明十三年(一一四八)九月日早書之／私云俊尊御自筆御本給写
之仏子尊純

⑤ 広宥(上野州群馬郡中尾郷為末代)(醍醐寺↓上野国↓仏法紹隆寺)

一点

一点しかないが、醍醐寺において上野国の住侶である広宥が書写し
たとの奥書を持つ。仏法紹隆寺への伝来は不明だが、⑦(67)『御遺
告』(68)『五種灌頂』が上野国宝寿寺に当時住していた俊尊を経由
している可能性があり、④俊尊が後に住した能延寺などとともに、下
野国から上野国にまで拡がる真言僧のネットワークが構築されていた
可能性を見ることができるといえる。

【資料7】(65) 『儀式先例』奥書

文保二年(一二一八)十二月十二日於醍醐慈心院書写了／応永十
五年(戊子)(一一四〇)南呂二十八日於上野州群馬郡中尾郷為

末代／求法如鳥跡一筆了金資広宥〔春秋三十八歳〕

⑥弘行（醍醐寺→諏訪上社神宮寺→仏法紹隆寺）へ一点

「伝教大師御筆」とある。「延徳二年（一四九〇）醍醐寺三宝院」での奥書がどう関わるのか不明であるが、この『般若理趣経』は、もと、上社神宮寺の蔵書であった。④（64）『三摩耶戒式』は俊尊書写の奥書を持つが、やはり上社神宮寺の什物だったことが記されている。上社神宮寺の蔵書が仏法紹隆寺へ流入したのは、廃仏毀釈による神宮寺廃絶が契機となったと考えられる。これらの書物の存在は、仏法紹隆寺の聖教調査により、中・近世期における上社神宮寺の動向も窺い知ることができると可能性を示唆していると言えるだろう。

【資料8】（66）『般若理趣経』奥書

伝教大師御筆／般若理趣経一卷／普賢神変山神宮寺伝来／書加／延徳二年（一四九〇）正月七日／三宝院内理性院之家／権少僧都弘行十八才

【資料9】（64）『三摩耶戒式』奥書

延徳二年（一四九〇）壬七月日伝写畢律師俊尊／開帳／明治十一年丑五月二日信陽諏訪上宮寺務／仏法寺山主元諏訪山普賢／松橋宥中領掌之神変山神宮寺／什物

⑦尊朝（仏法寺）へ十九点

千五百年代後半の写本群である。一、仏法紹隆寺の住持であった尊朝の書写したもの（67～73）、二、尊朝が伝授された際の印信（74～82）、三、尊朝が伝授した際の印信（83～85）、の三種類に大別できる。

一の写本群の内、（67）『御遺告』、（68）『五種灌頂』には、ともに能延寺俊尊を核とした伝来が記されており、④と同様の流れを確認することができる。書写時（天文二十三年）、尊朝がどこに住していたかは不明であるが、尊朝は天文十四年（一五四五）に下野国田原郷密奥寺において尊濟から伝法灌頂を受けていることから（82、83）、両書は下野国で書写された可能性がある。（69）『全賢記』も同様だろう。ただし、尊朝が入手した両書が永正十一年（一五一四）の書写本であること、俊円が能延寺で俊尊から諸法の伝授を受け、書写活動をしてきた時期が翌十二年であることを考え合わせると、（67）、（68）は、俊円によって既に仏法紹隆寺に持ち込まれていた可能性も視野に入れておく必要がある。

（67）、（68）の奥書に見られる、文明年間に俊尊が住していた「宝寿寺」については確定できないが、上野国の宝寿寺（現明和町）であるとするれば、⑤とともに、中世後期における真言僧の活動状況を考える上で、貴重な情報となる。①、③、④、⑦を通して、中世後期における仏法紹隆寺の聖教は、俊尊を根幹に置いて形成されていたことが窺える。

次に二の印信群であるが、これらによって、尊朝が尊濟（74、75）、堯雅（76～79）、日誓（80～82）の三人から伝法灌頂を受けていたことがわかる。

最初の伝法灌頂は、天文十四年（一五四五）下野国田原郷密奥寺において、尊濟から受けている。尊朝の命名も尊濟によるものと思われる。師である尊濟は能延寺で灌頂を受けており（75）、仏法紹隆寺が、④俊円の代から引き続き、下野国や能延寺との関係が深かったことが確認できる。何流の伝授であったかは、現在のところ明らかではない。次の伝法灌頂は、元龜元年（一五七〇）信濃国小懸長命寺において、

醍醐寺座主堯雅から松橋流まつはしの伝授を受けている(76、77)。堯雅からは天正三年(一五七四)にも、今度は仏法紹隆寺において伝授を受けている(78)(注10)。さらに尊朝は、天正十六年(一五八八)七月にも伝授を受けている。この時は尊朝自ら醍醐寺へ上ったことであつた(注11)。この後、仏法紹隆寺は近代まで「松橋の寺」として法灯を守り続ける。堯雅からの松橋流伝授は、仏法紹隆寺史上、もっとも重要な出来事であつたと言えよう。

三度目の伝法灌頂は、天正十年(一五八二)尾張国万徳寺において、日誉から三宝院流賢深方の伝授を受けている(80、82)。尊朝は戦乱を嫌い万徳寺に身を寄せていたと言われる。残された印信の中でも特に重要なものは、(82)『日誉付法状』だろう。日誉は、尊朝に三宝院流賢深方の印信、重書を余すところ無く伝授しただけでなく、万徳寺の什物もことごとく譲り渡したのである。現在、仏法紹隆寺に残される南北朝期写『沙石集』は尊朝によって持ち込まれた可能性が高い(注12)。

最後に、三の尊朝が伝授した際の印信群である(83、85)。これらの資料からは、尊朝が伝授大阿闍梨として伝授をしていたことが窺える。宥雅については未詳である。

【資料10】(67)『御遺告』奥書

応永二十二年(一四一五)乙未二月二十八日日於上醍醐慈心院禪室以光明心院法印大和尚弘饒御秘〔弘濟自筆〕御令書寫了俊海／応永三十二年乙未九月二日法印俊禪／文明三年〔辛卯〕(一四七一)十月二十六日從遍照寺俊宗伝之宝寿寺住金／資長賢／文明十三年〔辛丑〕三月二十一日書之同寺住金剛仏子俊尊／永正元年〔乙丑〕(一五〇四)四月四日書之同寺住尊祐／永正十一年

〔乙亥〕七月十一日書之證尊／天文二十年〔辛亥〕五月二十一日書之尊順／天文二十三年〔甲寅〕八月二十二日尊朝

【資料11】(76)『堯雅伝法許可阿闍梨職位事』奥書

元龜元年(一五七〇)七月二十八日〔火曜張宿〕／伝授大阿闍梨前権僧正和尚位堯雅

【資料12】(78)『堯雅灌頂重位事』奥書

右於信州仏法寺道場授住尊朝法印畢／天正三〔乙亥〕(一五七四)三月九日〔冀宿日曜〕／伝授大阿闍梨大僧正法印和尚位堯雅

【資料13】(82)『日誉付法状』奥書

右有甚深之約諾申事／三宝院賢深之法流印信重書等無残所日誉付畢猶如瀉瓶也並／万徳寺真俗之道具等無残所与□申候有誓約不可違越者也定／兩部之諸尊三国祖師可垂照明給者也仍付法状如件／天正十年〔歲次壬午〕(一五八二)九月五日日誉〔花押〕／尊朝法印參

【資料14】(83)『尊朝兩部印可』

右於信州諏方仏法寺道場授兩部許可了／天正十六年〔戊子〕(一五八八)三月十日〔張宿金曜〕／伝授大阿闍梨権大僧都法印尊朝

⑧甚円じんえん(仏法寺)△二点◇

堯雅は、仏法紹隆寺において、松橋流の伝授を尊朝にだけではなく甚円にもしている。『真義真言宗松橋密派』には甚円の名はなく、仏法紹隆寺の住持ではなかったようであるが、印信が残っているところをみると、甚円も仏法紹隆寺の僧侶であつたかもしれない。

【資料15】(87)『堯雅大僧正印可』奥書

於信州諏方郡仏法寺道場兩部灌頂畢／天正二〔歲次甲戌〕(一五

七四) 季霜月二十一日〔角宿木曜〕／伝授大阿闍梨大僧正堯雅

⑨尊雅(仏法寺)へ一点

松橋流の血脈次第(師資相承の系図)。憲英・日徳・尊雅には、い
ずれも傍注で仏法紹隆寺と記されていることから、この三人が仏法紹
隆寺の僧侶であることが確認できる。堯雅の来寺以降、仏法紹隆寺に
おいて松橋流が相承されていたことを明らかにする資料である。

【資料16】(88) 『松橋流血脈相承次第』奥書

…堯雅・堯円・甚信・有雅・金海・真円・元雅・憲英〔仏法寺法
印〕・日徳〔同憲海僧都〕・尊雅〔同法住僧都〕

⑩宥尊(岩城薬王寺↓仏法紹隆寺)へ一点

陸奥国岩城(現福島県いわき市)の古刹、薬王寺の住侶である深瑜
から灌頂を受けた際の印信。当時、薬王寺は純瑜じゆんゆや祐宜ゆうぎ(智積院二
世)など名だたる学侶を輩出し、その名は全国に知られていた。信州
と岩城が、「知の道」でつながっていたことを窺える、貴重な資料で
ある(⑪95にも同じ時の印信が見られる)。

【資料17】(89) 『深瑜両部密印許可』奥書

右於奥州岩城薬王寺道場両部密印奉授也／天文九年庚子(一五四
〇) 霜月六日／伝授大阿闍梨権大僧都法印深瑜

⑪宥誉(真福寺↓岩城薬王寺↓仏法紹隆寺)へ八点

宥誉が受けた法流は、新義真言宗の内、尾張真福寺(現名古屋市中
の流れを組むものである。血脈の中に見られる「能信」は真福寺を開

創した僧侶である。中世後期、醍醐寺や松橋の流れだけでなく、新義
真言の流れも仏法紹隆寺へと伝えられていることが確認できる。⑦尊
朝は尾張万徳寺に住しており、今後の調査によって、真福寺との関係
がより明らかになることが予想される。宥誉については未詳であるが、
⑩宥尊と同じ時に、岩城薬王寺で灌頂を受けていることから(95『深
瑜印可』)、宥尊とともに、岩城からやってきた僧侶であるかもしれな
い。

【資料18】(91) 『政誉受明灌頂』奥書

相承次第／範俊・勝寛・聖賢・房寛・蓮頭寛位・源俊／堯円・鏡
海・儀海・宥円・能信・信瑜・任瑜・宗真／宥寛・宥算・政寛・
政円・政誉・宥誉／天文二十一年(壬子)(一五五二)十二月十
二日〔日曜井宿〕／若有業生遇此教晝夜四時常精進／現世證得歡
喜地後十六生成正覚／伝授大阿闍梨位法印大僧都政誉(花押)

【資料19】(95) 『深瑜印可』奥書

右於奥州岩城薬王寺道場両部密印奉授也／天正九年〔庚子〕(一
五八一) 霜月六日／伝授大阿闍梨権大僧都法印深瑜

⑫宥盛、⑬祐鏡(高野山↓仏法紹隆寺)へ十一點

ともに、高野山で伝授を受けた際の印信である。宥盛、祐鏡ともに
未詳である。

【資料20】(98) 『快音靈灌頂相承』奥書

右於高野山一心院阿光坊灌頂道場授与／宥盛守之如眼精莫失念而
巳／天正二年(一五七四) 九月十六日／伝授大阿闍梨法印権大僧
都快音

【資料21】(108)『頼善三部大日許可』

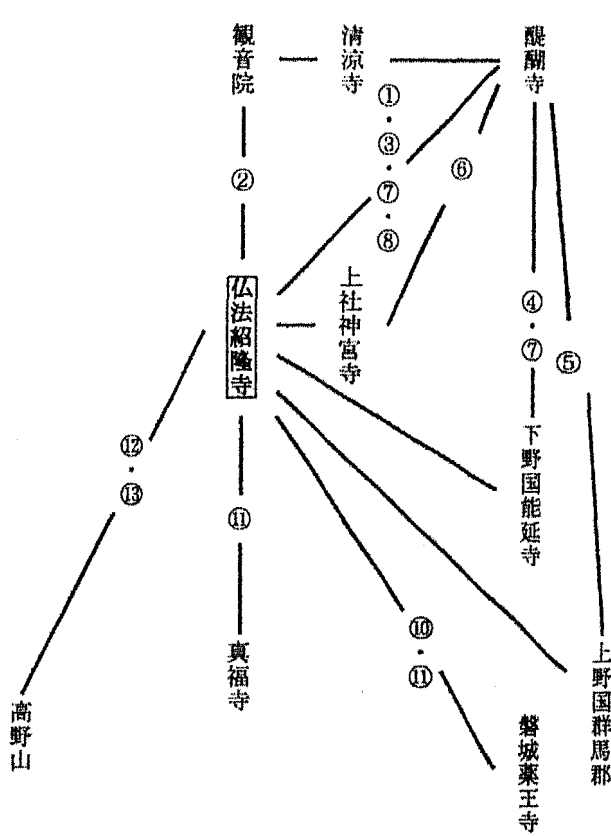
右於高野山金剛峯寺遍照尊院灌頂道場／授之三部大日許可印明
畢／天正七季〔己卯〕(一五七九)九月二十二日〔月曜星宿〕授
与祐鏡／伝授大阿闍梨法印権大僧都頼善示之

二、蔵書の出入り見取り図

十三項目に分けて確認してきた書物の伝来を図示してみた。聖教全体の一割弱で作成したものでさえ、このように幅狭するのであるから、今後の調査によって、もっと複雑に張りめぐらされたネットワークを具現し得る可能性は高いと思われる。醍醐寺(三宝院流)、松橋流、新義真言、高野山の流れが、直接、あるいは様々な地域を経由して流れ込んでくる仏法紹隆寺は、まさに、「知のネットワークステーション」ということになるだろう。

注

- (1) 『専普の研究』(一九七六年五月山喜房仏書林)
- (2) 『仏法寺本』『沙石集』について(大正大学大学院研究論集2一九七八年二月)
- (3) 小峯和明『野馬台詩』の謎(二〇〇三年十一月岩波書店)。その他、『大般若経』(鎌倉時代写)が諏訪市指定文化財になっている他、印刷展(横浜市歴史博物館一九九七年十月二十五日〜十一月二十四日)にも聖教の一部が出品された。
- (4) 今後の調査は、書誌カード取り↓書誌カード見直し↓パソコンへのデータ打ち込み↓デジタルカメラによる画像データの収集↓分類・整理をおこない、目録化の順に進んでいく予定である。
- (5) 『諏訪史料叢書』巻二十九(信濃教育会諏訪部会一九三九年六月)
- (6) 『伝法灌頂記並古写経奥書類』に所収された仏法紹隆寺蔵の聖教の大半は古写本であるが、聖教のほんの一部に過ぎない。また、近世期の写本、版



本は一切取り上げられていないので、本論考で描くアウトラインは、あくまでも現段階のものである。

(7) 以下、引用文はすべて『諏訪史料叢書』による。元号には私に西暦をふった。

(8) 例えば、真福寺蔵『請雨法残欠』の奥書は以下のとおりである。

正応三年九月三日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親玄賜成賢僧
正御房御所持之本書写校点畢 金剛仏子賢普 嘉元四年四月廿五日書写了 金
彼御本書写校点了 金剛仏子賢普 嘉元四年四月廿五日書写了 金
剛仏子実印 (『真福寺文庫撮影目録』上巻一〇九頁)

金沢文庫には、定仙関係の資料が数多く存する。定仙については、高橋秀栄氏、西岡芳文氏のご教示を賜った。

(9) ②の写本群と真福寺との関わりを考慮に入れると、尾張万徳寺に住した
⑦尊朝によって持ち込まれた可能性もある。万徳寺も真福寺と同様に、新

義真言宗の古刹である。

(10) 『堯雅僧正関東下向印可授与記』(藤井雅子「堯雅僧正関東下向印可授与記」)(醍醐寺文化財研究所研究紀要19 二〇〇二年十二月)によると、堯雅は仏法紹隆寺に二度に渡って訪れ、松橋流を伝授している。一度目は永禄三年(一五六〇)三月二十日であり、この時は、尊朝の前の仏法紹隆寺住持であった俊応が伝授を受けている。二度目は、(78)でも確認できる天正三年三月のことであった。堯雅は、すでに前年九月二十六日に仏法紹隆寺を訪れており、滞在は長期に渡った。

(11) 「仏法寺尊朝法印、天正十六年一度住山、所望之間、切紙／大都伝受了、下国／七月十二日」(『堯雅僧正関東下向印可授与記』)とある。(79)『私記』では日付が「七月日」となっているが、授与記によれば、七月十二日のことであった。

(12) 万徳寺中興浄円は、無住の兄弟であったと伝えられる。「万徳寺浄円上人、町屋空円上人、一円上人、兄弟ニシテ真言也」(俊海本『沙石集』卷七書き入れ)。また、『新義真言宗松橋密派』では、日誉について「後智積院へ移転ス」と記し、智積院第三世日誉(一五五六〜一六四〇)に比定している。智積院三世日誉であれば、この時はまだ若干二十六歳である。日誉が万徳寺に住していたとの記録は管見の限りでは見つからない。辞典類では根来寺で修養に励んでいた時期とされており、『新義真言宗松橋密派』の説は、にわかには信じがたい。

付記

仏法紹隆寺蔵聖教調査には、仏法紹隆寺御住職岩崎宥昶師に格別のご配慮をいただいています。

紙上をもって、厚く御礼申し上げます。

「伝法灌頂記並古写経奥書類」所収仏法紹隆寺聖教一覧表		※番号の()は『諏訪史料叢書』の番号			
番号	作品名	書写年代	書写者、伝授関係	奥書	備考
①醍醐寺→?→仏法紹隆寺					
1(1)	古写経			右注進如件/永保元年(1081)三月十三日	
2(2)	伝法灌頂目安第一			伝法灌頂略支度治承三年(1179)二月/以西南院法印御房実勝御自筆書之云々	西南院は高野山西南院のことか
3(3)	伝灌頂式			建久元年(1190)五月十一日以醍醐僧正御本書写了	
4(5)	真言儀式書			承久二年(1220)八月七日書了光実/同年九月二十三日於遍智院東伝授了	
5(7)	霊灌頂相承			寛喜三年(1231)八月十九日前権僧正成賢	
6(8)	意教上人御契			寛喜三年(1231)八月十九日前権僧正成賢	
7(9)	大般若経			健長元年〔歳次己酉〕(1249)六月六日午時許書写畢	
8(10)	三宝院結縁灌頂			右来二十三日可被始行之例請定如件/文永十年(1273)四月二十一日行事法印貞弁/後朝良賢	
9(11)	仏事等事	文永1年8月 ~12月			
10(22)	弘鏡私記結縁灌頂記同上略義			永徳二年(1382)壬戌九月十四日/大阿闍梨法印大和尚位権大都弘一濟	
②定仙・頼高(鎌倉清涼寺→駿州葦蔵山内観音院→仏法紹隆寺)					
11(6)	大仏頂法			本云貞応二年(1223)盆夏下旬於阿弥陀院法伝授畢/駿州葦蔵山内観音院常住頼高也	
12(19)	断簡古写経			弘安二年(1279)十二月八日書写了定仙/正応元年(1288)十月十四日於清涼寺小房両角室書写了定禅/同五年十月三日道妙房定仙/徳治三年(1308)五月二日子特於伊豆国願成就院書写畢定禅/会梵漢頼種書之/私云駿州花蔵山内観音院常住/□□仏子頼高也	
13(18)	虚空蔵求問持法			正応三年(1290)八月二十九日於鎌倉亀谷清涼寺自醍醐山大政法印親/玄賜道教所持之本書写校点畢/金剛仏子定仙/同五年十月六日奉授道妙房畢/徳治三年(1308)卯月二十八日任御本書写了朝宥/同月	

				三十日授申了定禪／私云駿州花藏山觀音院常住頼高也	
14(1)	大金剛輪法			正応三年（1290）九月一日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親／玄賜道教所持之本書写校点畢／金剛仏子定仙／仏法寺什	
15(14)	諸經法			正応三年（1290）九月五日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親／玄賜道所持之本書写校点畢／金剛仏子定山／同五年四月六日書写了定禪／同年十月十三日奉授道妙房了定仙	
16(13)	真言宗儀式			正応四年（1291）辛卯十一月二十五日於清涼寺書写之畢／阿弥陀護摩藥師御修法等仏法寺常住拜	
③俊盛・俊祐（醍醐寺→仏法紹隆寺）					
17(20)	唯授一人大事			文和二（1353）年亥巳二月二十七日奉受此大事畢同晦日記之／金資俊盛	
18(21)	断簡古写經			御本云文和二〔癸巳〕（1353）二月二十八日以上件本書写了晦日二十七日於慈心院塔内所授給也金剛仏子俊盛〔生年三十二〕	
19(24)	經名不知			文和二〔癸巳〕（1353）二月二十七日自法印御坊俊豪奉授此大事了／同晦日記之金剛仏俊盛／文明五年（1473）九月十四日奉授俊耀律師伝授大阿闍梨権少僧都／俊祐	
④俊円・尊純（醍醐寺→能延寺→仏法紹隆寺）					
20(61)	阿闍法（秘鈔）	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	御本記云／建久六年（1195）十月十三日於高野山往生院御房子剋計書写了／権律師範賢／建保四年（1216）七月十二日伝得此言／同二十五日於三寶院奉受于僧正御房一以御本重交合了／沙門憲一〔生二十五〕／正嘉元年（1257）十一月二十二日於報恩院以上件御本書写之了／金剛仏子俊一〔生二十二〕／同二年七月二十一日於報恩院奉伝受于僧正御房畢／沙門俊一〔生年二十三〕／前権僧正憲一／永仁元年（1293）十一月一日以御本書写畢／権律師義俊／同二年六月二日奉伝受于師主法印御房畢／文龜三年（1502）三月二十一日於醍醐山上以義俊自筆御本書写了／去年文龜二夏九旬行樹院法印隆惠奉遇伝受畢／金剛仏子俊尊／永正十三年（1516）四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写之了／了金剛仏子俊円	
				建久六年（1195）十月八日書写畢以僧正御房御本於高野山往生院／房所書写也同令受点了／権律師範実／建保四年（1216）七月十二日伝得此書同二十一日於三寶院奉伝受僧／正御房沙門憲一〔生年二十五	

21(34)	秘鈔第二	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	才] / 以御本重交了前権僧正成一 / 正嘉元年 (1257) 十一月二十四日於報恩院以上件御本書写畢 / 金剛仏子俊一 (生年二十二) / 同二年七月二十三日於報恩院奉伝受于僧正御房畢 / 沙門俊 (生年二十三) / 前権僧正憲 / 永仁二年 (1292) 二月十七日以御本書写之畢 / 同年七月十一日奉伝受之権律師義俊 / 文龜二年 (1501) 五月中旬於醍醐山上奉伝師主法印御房一 / 同三年三月二十三日以件御本写一 / 金剛仏子俊尊 / 永正十三年 (1516) 四月日於野州氏家郡玉生能延寺以件御本書写 / 畢 / 金剛仏子俊円
22(59)	如法尊勝 (秘鈔)	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	正安三年 (1301) 九月二十七日以御本書写了権律師義俊 / 文龜三年 (1502) 五月十三日以件御本書之了金剛仏子俊尊 / 永正十三年丙子 (1516) 四月日於野州氏家郡主能延寺以御本書写 / 之了金剛仏子俊円
23(33)	秘鈔第三		俊尊	正嘉二年 (1258) 三月五日於報恩院 / 以上御本書写之了金剛仏子俊一 (生年二十三) / 正元元年 (1259) 閏十月二十一日於報恩院奉伝受于僧正御房了 / 法眼俊一 (生年二十四) / 前権僧正憲深 / 正安二年 (1300) 九月二十五日以御本書令書写之了 / 文龜二年 (1501) 一夏九旬間於行樹院奉伝受了三年三月以件御本 / 書之了金剛仏子俊尊
24(60)	秘鈔第四	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	御本記云 / 元久二年 (1205) 二月二十六日於遍智院奉伝受畢権少僧都成一 / 安貞二年 (1228) 十二月三日於遍智院奉伝受了権律師憲一 / 以御本重交合了 / 正嘉二年 (1258) 六月五日於報恩院以上件御本書写之了 / 金剛仏子俊一 (生年二十三) / 同年七月二十六日於報恩院奉伝受于僧正御房了 / 沙門俊一 (生二十三) / 前権僧正憲一 / 永仁四年 (1296) 二月十四日以御本書写了 / 同年二月二十一日奉伝受于師主了権律師義俊 / 文龜二年 (1501) 夏於行樹院奉伝了 / 同三年三月二十七日書写了金剛仏子俊尊 / 永正十三年 (1516) 四月日於能延寺以御本書写之了 / 金剛仏子俊尊
25(51)	□□第五 (秘鈔)	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	御本記云 / 寛喜三年 (1231) 七月二十八日於遍智院以御本書了 / 金剛仏子憲深 / 御本書云 / 東寺末葉成一 / 後日以清浄光院法印本交合了 / 件本以御宝御正本書写云々 / 此卷輒不可披露努々 / 正嘉二年 (1258) 三月十四日於報恩院以上件御本書写之了 / 金剛仏子俊一 (生年二十三) / 同二年七月二十八日於報恩院 / 奉伝受于僧正御房了 / 沙門俊一 (生年二十三) / 前権僧正憲一 / 永仁四年 (1296) 七月三日以師主御本 / 書写了 / 永仁四年七月十日伝受 / 于師主畢権律師義俊 / 文龜二年 (1501) 夏奉伝授行樹院法印了 / 同三年三月於同院書写了 / 金剛仏子

				俊尊／永正十三年（1516）四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写
26(45)	秘鈔（第六）	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	法花理趣／□□六／御本記之建久七年（1196）十月二日於石山寺本房書写了／權律師筑賢〔生年三十三〕／建久九年九月十日伝受了成一／建保四年（1216）七月十二日伝得此書了／同五年五月七日於遍智院憲一〔生年二十六〕伝受了即以御本交／合了／正嘉元年（1257）十二月十日於報恩院／以上件御權書写了／同二年八月一日於報恩院奉／伝受于僧正御房了沙門俊一〔生二十三〕／前權僧正憲一／永仁三年（1295）七月七日書写了／同月九日奉伝受于師主畢權律師義俊／文龜二年（1501）夏奉伝授行樹院法印候畢／同三四十於富溪書了／金剛仏子俊尊／永正十三（1516）四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写
27(35)	秘鈔第七	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	正嘉二年（1258）四月九日於報恩院以上件恩本書写之了／金剛仏子俊一〔生年二十三〕／同年八月四日於報恩院奉伝受畢僧正御房了／沙門俊一〔生二十三〕／前權僧正憲深／永仁二年（1292）四月二十五日以御本書写畢／同年十二月奉伝受于御主畢權律師義俊／文龜二年（1501）於行樹院奉伝授于法印御房了／同三年二月二十九日書之了／金剛仏子俊尊／御受了／永正十三年（1516）四月日於野州氏家郡玉生能延寺以本書写了／金剛仏子俊円
28(4)	秘鈔第八	永正12年4月29日	義俊、俊尊、俊円	御本記之／建久九年（1198）十一月十五日奉伝授遍智院／律師御房記範賢／成賢／建保四年（1216）七月十二日伝得此書了／同九月十日奉伝受僧正御房了／沙門憲深〔生年二十五〕／正嘉元年（1257）十一月十二日於報恩院／以上件御本書写之畢／金剛仏子俊誉〔生二十二〕／同二年八月八日於報恩院奉受于僧正御房了／沙門俊一〔生二十三〕／永仁元年（1291）十一月十三日以御本書写之了／同二年五月二十三日奉伝授于師主法印御房了／權律師義俊／文龜二年（1502）夏伝受了同三年四月二日於行樹院書之了／金剛仏／子俊尊永正十二年（1515）丙子卯月二十九日玉生於能延寺書之金剛仏／子俊円
29(36)	秘鈔第九	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	御本記云建久九年（1198）十一月十八日於鳥羽壇所奉請遍智院律師御房行／範実／成賢／建久七年（1196）九月二十日於石山寺本房書写了／奉為金輪聖王天長地久玉体安福增長宝寿天下泰平万民豊／樂上求之下他衆生所書也權律師範〔生年二十三〕／建保四年（1216）七月十二日伝得此書了／同五年二月十八日於三宝院奉受了／沙門憲一〔生年二十六〕／正嘉元年（1257）十二月二十三日於報恩院以上件御本書写之畢／金剛仏子俊一〔生年二十二〕／同二年八月十二日於報恩院奉伝

				受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十三〕/前権僧正憲深/永仁二年(1292)二月二十六日以御本書写畢/同年六月八日奉伝受于師主法印御房了/権律師義俊/文龜二年(1501)夏奉行樹院法印御房伝授了/同三年四月四日於同院書之了金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生郷能延寺以御本書写	
30(16)	虚空蔵法秘鈔十		義俊	御本記云/以御本書写交畢/金剛仏子憲深/正嘉九年十二月十七日於報恩院/以上御本書写之畢/金剛仏子俊一〔生年二十二〕/同二年八月十五日於報恩院奉伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十三〕/前権僧正憲深/永仁二年(1294)〔甲午〕三月十二日於常磐井殿于時仙洞御念誦書写/了/同三年六月七日奉僧受于師之畢権律師義俊	正嘉九年は建久九年の誤か。
31(37)	秘鈔第十	永正13年4月日	義俊、俊円	正安三年(1301)十一月二日以御本書写畢/文龜三(1502)四三十於醍醐山上書写畢剛仏子俊尊/永正十三(1516)丙子四月日玉生能延寺以御本書写畢/金剛仏子俊円	
32(38)	秘鈔十一	永正13年4月22日	義俊、俊尊、俊円	御本記云/正治二年(1200)俊(後)二月五日於遍智院奉伝授ク/成一/建保四年(1216)七月十二日伝得此書一/同九月十八日於三宝院奉伝受于僧正御房一/沙門憲一〔生二十五〕/以御本書交了/正嘉元年(1257)十二月二十一日於報恩院以上件御本書写之了/金剛仏子俊一〔生年二十二〕/同二年八月十七日於報恩院奉伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十三〕/前権僧正憲/永仁二年(1292)正月二十九日以御本書写之了/同年十月二十八日奉伝受于師主畢/権律師義俊/文龜二年(1501)夏於行樹院書法仰御房了/同三年夏十五日於同院書写了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)度能延寺奉伝授仰御房了金剛仏子俊円/同十三年卯月二十二日於同寺書写之了/金剛仏子俊円	
33(62)	転法論法(秘鈔第十二)	永正13年4月日	義俊、俊尊、俊円	御本記云/元久元年(1204)三月四日於遍智院奉伝受畢範実/建保四年(1216)七月十二日伝得此書了/同五年五月二十一日於遍智院奉伝受了憲一〔深生年二十六〕/以御本重交合了/正嘉二年(1258)六月四日於報恩院以上件御書書写之了/金剛仏子ショーン一〔生年二十三〕/同年八月二十七日於報恩院奉伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生二十三〕/前権僧正憲深/永仁三年(1295)十月十六日以御本書写了/同十月二十二日奉伝受于師主畢権律師義俊/文龜三(1502)四中旬於醍醐山書之了金剛資俊尊/永正十三年丙子(1516)四月日於野州能延寺以御本書写之了/金剛仏子俊円	
				正治二年(1200)後二月三日於遍智院奉伝受了/建保四年(1216)七	

34(39)	秘鈔第十三	永正13年4月 日	義俊、俊尊、 俊円	月十二日伝受此之書了／同年正月六日於極楽房奉伝受了沙門憲一〔深生二十六〕／以遍智院御本交合了／正嘉元年（1257）十二月晦日於報恩院以上件御本書写／金剛仏子俊一／同二年九月二日於報恩院奉伝受于僧正御房了沙門俊一〔生二十三〕／前権僧正憲深／永仁二年（1292）三月二日於常磐井殿于時御念論常以御本書写了／同年六月奉伝受于師主了権律師義俊／文龜二年（1501）夏九旬於行樹院奉伝授于法口了／同三年夏四月十八日書写了金剛仏子俊尊／永正十三年丙子（1516）四月日於野州氏家郡能延寺以御本書写之了／金剛仏子俊円
35(55)	如法愛染王（秘鈔）	永正13年4月 日	義俊、俊円	御本云一校了／正元元年（1259）四月十八日於報恩院以御本書写了／金剛仏子俊誉〔生二十四〕／以御本書写之了金剛仏子義俊／文龜三年（1502）五月十三日於醍醐山上書写之了／金剛仏子俊尊／永正十三年（1516）四月十六日於能延寺書写之了／金剛仏子俊円
36(40)	秘鈔第十五	永正13年4月 日	義俊、俊尊、 俊円	正嘉二年（1258）十一月八日於報恩院書写畢／金剛仏子俊一〔生二十三〕／正元元年（1259）十二月六日於報恩院奉伝受了僧正御房畢／沙門俊一〔生年二十四〕／前権僧正憲深／永仁四年（1294）五月八日以御本書写畢／永仁四年五月十日奉伝受于師主畢／権律師義俊／文龜二年（1501）夏伝授同三年夏四月二十三日於山上書写畢／金剛仏子俊尊／永正十三年（1516）丙子四月日於野州玉生郡能延寺以御本書写之畢／金剛仏子俊円
37(41)	秘鈔十六	永正13年4月 26日	義俊、俊尊、 俊円	正治二年（1200）後二月十九日於遍智院奉伝受了範実／成一／建保四年（1216）七月十二日伝得此書／同晦日於三宝院奉受僧正御房一／沙門憲一〔生年二十五〕／以御本重（書）受之／正嘉元年（1257）十二月十五日於報恩院以上件御本書写之了／金剛仏子俊一〔生年二十二〕／正嘉二年九月十五日於報恩院奉伝受于僧正御房了／沙門俊一〔生二十三〕／永仁二年（1294）二月二十一日以御本書写之了／同三年五月二十三日奉伝受于師主畢／権律師義俊／文龜三年（1502）四月二十三日於醍醐山上書之了／金剛仏子俊尊／永正十三年（1516）四月二十六日於能延寺書写之了／金剛仏子俊円
				御本記云／建久七年（1196）十月二十日令移点了／範実／正治二年（1200）閏二月十四日於遍智院奉伝受了／成一／権少僧都範実／建保四年（1216）七月十二日伝得此書一於遍智院伝受了／憲一〔生年二十六〕／建保五年五月十日以遍智院御本重交了／正嘉元年（1257）十二月十九日於報恩院以上件御本書写之了／金剛仏子俊一〔生年二十

38(52)	聖天頸次第 (秘鈔)	永正13年4月 日	義俊、俊尊、 俊円	二) /正嘉二年十月一日於報恩院奉伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十三〕/前権僧正憲一/永仁元年(1293)十一月二十七日御本書写了/永仁三年五月二十八日奉伝受于師主畢/権律師義俊/文龜二年(1501)夏於行樹院奉伝受于法印了/同三年夏於同院以件御本書之了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生郷能延寺以御本書写/了金剛仏子
39(63)	聖天頸次第 (秘鈔)	永正13年4月 日	俊円	御本記云建久七年(1196)十月二十日令移点了範実/正治二年(1200)閏二月十四日於遍智院奉伝受于成/権少僧都範実/建保正嘉永仁文龜/永正十三年(1516)丙子四月日於野州氏家郡玉生郷能延寺以御本書写/了金剛仏子俊円
40(42)	秘鈔第十八	永正13年4月 日	義俊、俊尊、 俊円	正嘉二年(1258)四月五日於報恩院以上件御本書写畢之了/金剛仏子俊一〔生年二十三〕/同年十月四日於報恩院奉伝受僧正御房了/沙門俊一〔生年二十三〕/同年十月四於報恩院奉伝受僧正御房了/沙門俊一〔生二十三〕/前権僧正憲深/永仁二年(1294)三月二十四日於常磐井殿御念誦裳以師主御本書写/了/永仁三年六月二日奉伝受于師主畢/権律師義俊/文龜三年(1502)四月二十六日於醍醐山上書之了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生郷能延寺以御本書之/畢/金剛仏子俊円
41(32)	秘鈔第十九		義俊、俊尊	正嘉元年(1257)十二月十五日於報恩院写之了/金剛仏子俊一〔生二十二〕/永仁五年(1295)五月七日以御本書写了/同月九日奉伝受于師主畢権律師義俊/文龜三年(1502)夏於醍醐山上以件御本書写了/金剛仏子俊尊
42(43)	秘鈔第二十	永正13年4月 日	俊尊、俊円	正安二年(1300)九月二十九日以御本書写畢/文龜三(1502)六月一日於醍醐山書之/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写之/了/金剛仏子俊円
43(15)	北斗供 (秘鈔)			正治二年(1200)後二月十九日於遍智院奉伝授了範実/成一/建保四年(1216)七月十二日伝此書了/同九月二十一日於三寶院奉伝于僧正御房了沙門憲深〔生年二十五〕/正嘉二年(1258)正月十六日於報恩院以上件御本書写之了/金剛仏子俊一〔生二十三〕/永仁二年(1294)五月二十四日以御本書写了
44(48)	諸尊護摩鈔第一 (秘鈔)	永正13年4月 日	俊尊、俊円	正安元年(1299)十一月十五日以御本書写畢/文龜三〔癸刻〕(1502)四月二十日於醍醐山上書/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於玉生能寺以御本書写了/金剛仏子俊

45(17)	諸尊護摩鈔第二 (秘鈔)		義俊	正元二年 (1260) 閏十月十七日於報恩院以写之了 / 金剛仏子俊一 (生二十四) / 永仁三年 (1295) 六月六日以御本書写了 / 永仁三年六月二十六日奉伝授了師主畢 / 義俊
46(49)	諸護摩鈔第三 (秘鈔)	永正13年 4月 30日	義俊、俊尊、俊円	永仁三年 (1295) 六月十三日書写畢 / 同六月二十七日奉伝受于師主畢 / 權律師義俊 / 文龜三年 (1502) 五月七日於醍醐山上家後以義俊御自筆写之 / 金剛仏子俊尊 / 永正十三年 (1516) 四月晦日於能延寺書写了 / 金剛仏子俊円
47(31)	諸護摩鈔第四秘鈔		義俊、俊尊	正元二年 (1260) 閏十月二十二日於報恩院以御本書写之了 / 金剛仏子俊一 (生年二十四) / 永仁三年 (1293) 六月二十五日以御本書写畢 / 永仁三年六月二十九日奉伝受于師主畢 / 權律師義俊 / 文龜三年 (1502) 五月七日於醍醐山上以義俊御自筆書写畢 / 金剛仏子俊尊
48(65)	諸護摩 (秘鈔)	永正13年 5月 日	義俊、俊尊、俊円	御本云一交了憲一 / 正元々年 (1259) 閏十月十二日於報恩院以御本書写了 / 金剛仏子俊一 (生二十四) / 永仁三年 (1295) 五月三十日以御本書写了權律師義俊 / 同六月七日奉伝受于師主畢義俊 / 文龜三年 (1502) 夏於醍醐山上家溪書写了金剛仏子俊尊 / 永正十三年 (1516) 五月日於野州能延寺俊尊御自筆以御本書写之 / 了金剛仏子俊円
49(56)	增益護摩私記 (秘鈔)	永正13年 4月 25日	俊尊、俊円	同三月十五日以又御本重交合了 / 正嘉三年 (1259) 三月六日於報恩院以御本写之了金剛仏子俊一 (生二十四) / 同七日交合了 / 永仁四年 (1296) 十二月十四日以御本書写之了同十八日校合了 / 文龜二年 (1501) 六月中旬奉伝受于行樹院法印御房了 / 同三年五月二十九日於当院□出之何日校合了之金剛仏子俊一 / 尊 / 永正十三年 (1516) 卯月上旬於玉生能延寺奉伝受金剛乘院俊尊法 / 印御房了 / 同二十五日書写了金剛仏子俊円
50(46)	異尊第一 (秘鈔)	永正13年 4月 日	義俊、俊尊、俊円	御本記云 / 以御本写受了金剛仏子憲一 / 正嘉二年 (1258) 正月二日於報恩院以上件御本書写之了 / 金剛仏子憲一 (生年二十三) / 正元元年 (1259) 七月四日於報恩院奉伝受于僧正御房 / 沙門俊一 (生年二十四) / 前權僧正憲深 / 永仁五年 (1297) 二月十二日以御本書写了 / 同年四月十三日奉伝受于師主畢 / 權律師義俊 / 文龜二年 (1501) 夏於行樹院奉伝授于法印了 / 同三年夏当院書写了 / 金剛仏子俊尊 / 永正十三年 (1516) 四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写之 / 了 / 金剛仏子俊円
				御本記之 / 以御本書受了金剛仏子憲一 / 正嘉二年 (1258) 三月十二日

51(44)	異尊第二 (秘鈔)	永正13年 4月 日	義俊、俊尊、 俊円	於報恩院/以上件御本書写之了/金剛仏子俊一〔生年二十三〕/正元元年(1259)七月七日於報恩院奉/伝受于僧正御房畢/沙門俊一/前権僧正憲一/永仁五年(1297)二月十七日以御本書写了/同年五月四日八日兩日各六尊奉伝受于師主畢/権律師義俊/文龜二年(1501)夏於行樹院伝授了/同三年夏以件御本書写了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写之了/金剛仏子俊円
52(64)	帝釈法 (秘鈔)	永正13年 4月 日	義俊、俊尊、 俊円	御本記以本写交了金剛仏子憲一/正嘉三年(1259)三月十七日於報恩院以上件御本書写之了/金剛仏子俊一〔生年二十三〕/正元二年(1260)八月四日於報恩院奉院伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十四〕/前権僧正憲一/永仁五年(1297)二月二十三日以御本書写了/同年五月九日奉伝受于師主了/義俊文龜三年(1502)夏於醍醐山上書之了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於能延寺以御本書写了/金剛仏子俊円
53(47)	異尊第四 (秘鈔)	永正13年 4月 日	義俊、俊尊、 俊円	寛喜三年(1231)七月二十三日於遍智院以御本写畢金剛仏子憲一/正嘉二年(1258)三月十八日於報恩院以上件御本書写之畢/金剛仏子俊一〔生年二十三〕/正元二年(1260)八月十一日於報恩院奉伝受于僧正御房了/沙門俊一〔生年二十四〕/前権僧正憲一/永仁五年(1297)三月十一日以御本書写了/同年五月十日奉伝受于師主畢権律師義俊/文龜三年(1502)夏於醍醐山上家溪奥心件本書写了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書/写之了金剛仏子俊円
54(53)	作法上 (秘鈔)	永正13年 4月 日	俊尊、俊円	正嘉二年年(1258)三月十九日於報恩院以御本書写之了/正元二年(1260)三月十三日於報恩院奉伝受于僧正御房了/法眼俊一/前権僧正憲一/文龜三年(1502)五月八日於醍醐山房院困房書写了/金剛仏子俊尊/永正十三年(1516)四月日於野州氏家文玉生能延寺以御本書写之/了金剛仏子俊円
55(54)	作法下 (秘鈔)	永正13年 4月 18日	義俊、俊尊、 俊円	正嘉二年(1258)三月二十日於報恩院以御本書写之了/金剛仏子俊一〔生年二十三〕/正元二年(1260)三月十三日於報恩院奉伝受于僧法了法眼俊一〔生年二十五〕/前権僧正憲深/永仁五年(1297)写王月十四日以御本書写之了/永仁五年二月九日奉伝受于師主了権律師義俊/文龜三(1502)年五月九日於醍醐山上家後閑房書之了金剛仏子俊/尊/永正十三年(1516)四月十八日於能延寺以御本書写了俊円/

				永正十三年四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写了／朱点付了金剛仏子俊円
56(58)	支度(秘鈔)		義俊、俊尊	御本云／一交畢憲一／正嘉二年(1258)六月七日於報恩院以写之畢／交合一金剛仏子俊〔生年二十三〕／永仁四年(1296)十二月十八日以御本書写／畢／同日交了金剛仏子義俊／文龜三年(1502)五月二十五日於上醍醐寺家静院件御本伝写了／金剛仏子俊尊／交
57(28)	卷数		義俊、俊尊	右奉存東宮殿下御息災安穩增長宝寿始自七月十八日迄于／今月今日置五七箇日夜間殊致精誠奉修如件／仁安二年(1167)閏七月二十三日權少僧都法眼和尚位勝賢／御本云一交了憲一／正嘉二年(1258)六月九日於報恩院以御本書写之了／交合一金剛仏子俊一〔生二十三〕／永正五年(1297)二月六日以御本書写畢／度々權律師義俊／文龜三年(1502)五月二十七日於醍醐行樹院以件御本書之了／金剛仏子俊尊／校合了
58(57)	表白上(秘鈔)	永正13年4月24日	義俊、俊尊、俊円	御本云／正元々年(1259)六月十日於報恩院書写了金剛仏子俊一〔生一二十四〕／永仁二年(1294)六月十八日以御本書写之了金剛仏子義俊交了／文龜三年(1502)五月十一日於醍醐山上家静院谷閑房書写了／金剛仏子俊尊／永正十三年(1516)四月二十四日於能延寺書写之了／金剛仏子俊円
59(59)	表白之下(秘鈔)	永正13年4月29日	義俊、俊尊、俊円	御本云／正安二年(1300)六月十二日於報恩院書写了／金剛仏子義俊／文龜三年(1502)五月十二日以件御本於上醍醐家静院閑房書写了／交了／金剛仏子俊尊／永正十三年(1516)卯月二十九日於能延寺書写了／金剛仏子俊円
60(29)	野決鈔		義俊、俊尊	本記云全部十二卷云々沙門守覚／于時安貞二年(1228)七月十二日取要抄之了／正元元年(1259)六月二十三日於報恩院以御本書写之能々可隱秘／之由被命了／永仁六年(1296)七月二日給御本書写之金剛仏子義俊／文龜三年(1502)五月二十八日於醍醐山上以件御本書之了／金剛仏子俊尊／後日校了
61(30)	駄都秘訣秘鈔		義俊、俊尊	御本記云／此本萱房座主書也以遍智院御本交合了／注御本是也金剛仏子憲一／正嘉二年(1258)六月十四日於報恩院以上件御本書写了／金剛仏子俊一〔生年二十三〕／永仁四年(1294)十二月十五日以御本書写之畢／金剛仏子義俊／改隆澄恵法印／文龜二年(1501)六月下旬於行樹院奉伝受／伝受／同三年六月一日書写之四十二卷並野決一局都合四十三卷／功了作法中卷トテ一卷相副〔仍御本ノ箱四十四卷〕然而第

				二十卷ト同ナ／ル故ニ略之推云此一巻ハ異本ニ在之歟作法目録ニハ上下／両巻也。金剛仏子俊尊	
62(50)	秘鈔駄都（秘鈔）	永正13年4月 日	義俊、俊円	正嘉二年（1258）八月十四日於報恩院以御本書写之了／金剛仏子俊〔生二十三〕／永仁四年（1296）十一月二十一日書写畢／今日五日先以御本書伝授于師主畢／權律師義俊／永正十三年（1516）四月日於野州氏家郡玉生能延寺以御本書写了／金剛仏子俊円	
63(25)	断簡古写経	文明13年9月	俊尊、尊純	文明十三年（1481）九月日早書之／私云俊尊御自筆御本給写之仏子尊純	
64(27)	三摩耶戒式	延徳2年7月	俊尊、？	延徳二年（1490）壬七月日伝写畢律師俊尊／開帳／明治十一年丑五月二日信陽諏訪上宮寺務／仏法寺山主元諏訪山普賢／松橋宥中領掌之神変山神宮寺／什物	諏訪上社神宮寺什物
⑤広宥（上野州群馬郡中尾郷為未代）（醍醐寺→上野国→仏法紹隆寺）					
65(23)	儀式先例			文保二年（1318）十二月十二日於醍醐慈心院書写了／応永十五年〔戊子〕（1408）南呂二十八日於上野州群馬郡中尾郷為未代／求法如鳥跡一筆了金資広宥〔春秋三十八歳〕	
⑥弘行（醍醐寺→諏訪上社神宮寺→仏法紹隆寺）					
66(26)	般若理趣経		最澄、弘行	伝教大師御筆／般若理趣経一卷／普賢神変山神宮寺伝来／書加／延徳二年（1490）正月七日／三本院内理性院之家／権少僧都弘行十八才	諏訪上社神宮寺蔵
⑦尊朝（下野密奥寺→仏法紹隆寺）					
67(67)	御遺告	天文23年8月 22日	長賢、俊尊、 尊祐、證尊、 尊順、尊朝	応永二十二年（1415）乙未二月二十八日日於上醍醐慈心院禅室以光明心院法印大和尚弘鏤御秘〔弘濟自筆〕御令書写了／俊海／応永三十二年乙未九月二日法印俊禪／文明三年〔辛卯〕（1471）十月二十六日從遍照寺俊宗伝之宝寿寺住金／資長賢／文明十三年〔辛丑〕三月二十一日書之同寺住金剛仏子俊尊／永正元年〔乙丑〕（1504）四月四日書之同寺住尊祐／永正十一年〔乙亥〕（1514）七月十一日書之證尊／天文二十年〔辛亥〕（1551）五月二十一日書之尊順／天文二十三年〔甲寅〕（1554）八月二十二日尊朝	
68(68)	五種灌頂	天文23年9月 20日	長賢、俊尊、 尊祐、證尊、 尊朝	于時宝徳三年〔辛未〕（1451）五月二十一日於野州小山庄藤井内金井金／剛乘院予受直師此清宥口決如言記之不可有外見矣／金剛資恵海〔歳齒六々〕／長賢俊尊尊祐／永正十一年〔甲戌壬〕（1514）二月四日尊祐僧都御本賜證尊云写之／天文二十三年〔甲寅〕（1554）九月二	

				十日賜證尊法印御本伝写之／金資尊朝	
69(79)	金賢記	天文23年9月 2	尊朝	天文二十三年〔甲寅〕(1554)九月二日尊朝	
70(105)	御遺告奥書			文禄二年〔癸巳〕(1593)拾月七中日申刻書了	
71(91)	經名不知	天正3年3月 7日	尊朝	天正三〔乙亥〕(1574)三七於信州仏法寺万ダラ供施行／施主法印尊朝	
72(113)	尊朝記			壇敷引様事 仏布施裏絹之事 仏供之事／田菓子之事 疊之事／鎮守 誦經法則 散花机事 十弟子所作次第之事 誦經机事 染米之事 享 受初後夜所作之事／大阿闍梨初後夜所作次第之事／誦經導師所作次第 之事 教授之摩那戒所作次第之事／五色糸並凶木之事 教杖之事／大 阿闍梨三摩耶戒所作之事 内儀作法之事	
73(92)	万ダラ供執行覚書	天正3年3月 7日	尊朝	天正三〔乙亥〕(1574)三七於信州仏法寺万タラ供就行施主法印尊 朝／〔元号慈眼寺〕於同国総持寺尊剛法印為七季忌就行導師予沙汰之 草／雖憚多当院所望之下参置者也庭上ノ子天氣以下珍重々々	
74(73)	尊濟印可	天文14年	尊濟→尊朝	右於野州田原郷密奥寺道場授兩部灌頂畢／天文十四年〔歲次乙巳〕 (1545)／伝授大阿闍梨權少僧都大和尚位尊濟	
75(74)	尊濟伝法灌頂印信	天文14年3月	尊濟→尊朝	天文十四年〔歲次乙巳〕(1545)三月／伝授大阿闍梨權小僧都大和尚 位尊濟	尊濟は能延寺で学ん でいる。「小僧数年 之間尽求法之誠幸隨 能延寺法印大和尚位 具支灌頂印可」(文 中)
76(69)	堯伝法許可阿闍梨職位事	元龜1年7月 28	堯雅→尊朝	元龜元年(1570)七月二十八日〔火曜張宿〕／伝授大阿闍梨前權僧正 大和尚位堯雅	
77(70)	堯雅僧正印可	元龜1年7月 28日	堯雅→尊朝	右於信州小懸長命寺道場兩部許可畢／元龜元〔歲次庚午〕年(1570) 七月二十八日〔火曜張宿〕／伝授大阿闍梨前權僧正堯雅	
78(93)	堯雅灌頂重位事	天正3年3月 9日	堯雅→尊朝	右於信州仏法寺道場授住尊朝法印畢／天正三〔乙亥〕(1574)三月九 日〔冀宿日曜〕／伝授大阿闍梨大僧正法印大和尚位堯雅	
79(104)	私記	天正16年7月 日	堯雅→尊朝	天文十八年(1549)六月四日尊朝房／天正十六年(1588)七月日／仏 法寺法印于時／大僧正堯雅(花押)	天文十八年は不明。
80(97)	伝法許可灌頂印信	天正10年8月	日誓→尊朝	右於尾州万徳寺授兩部印可訖／天正十年〔歲次壬午〕(1582)八月二	

		26日		十六日辛亥〔冀宿水曜〕／伝授阿闍梨権大僧都法印日誉	
81(98)	日誉法印印可	天正10年8月26日	日誉→尊朝	右於尾州万徳寺授兩部印可訖／天正十年〔歲次壬午〕(1582)八月二十六日辛亥〔星宿水曜〕／伝授阿闍梨権大僧都法印日誉	
82(99)	日誉付法状	天正10年9月5日	日誉→尊朝	右有甚深之約諾申事／三宝院賢深之法流印信重書等無残所日誉付畢猶如瀉瓶也並／万徳寺真俗之道具等無残所与□申候有誓約不可違越者也定／兩部之諸尊三国祖師可垂照明給者也仍付法状如件／天正十年〔歲次壬午〕(1582)九月五日日誉(花押)／尊朝法印参	
83(102)	尊朝兩部印可	天正16年3月10日	尊朝→宥雅	右於信州諏方仏法寺道場授兩部許可了／天正十六年〔戊子〕(1588)三月十日〔張宿金曜〕／伝授大阿闍梨権大僧都法印尊朝	
84(103)	尊朝秘密許可	天正16年3月10日	堯推→尊朝→宥雅	天正十六年〔戊子〕(1588)三月十日〔張宿金曜〕／伝授大阿闍梨権大僧都法印大和尚尊朝	
85(107)	尊朝印可	慶長8年10月29日	尊朝→?	右信州諏方仏法紹隆寺道場授兩部／灌頂畢／慶長八〔癸卯〕年(1603)十月二十九日〔木曜飛宿〕／伝授大阿闍梨権大僧都法印大和尚位尊朝	
⑧甚円(仏法寺)					
86(89)	堯雅最極秘密伝法灘頂阿闍梨職位事	天正2年11月21日	堯雅→甚円	天正二〔甲戌〕(1574)稔中冬二十一日〔角宿木曜〕伝燈大阿闍梨大僧正堯雅	甚円は慈恩寺大僧都
87(90)	堯雅大僧正印可	天正2年11月21日	堯雅→甚円	於信州諏方郡仏法寺道場兩部灌頂畢／天正二〔歲次甲戌〕(1574)季霜月二十一日〔角宿木曜〕／伝授大阿闍梨大僧正堯雅	
⑨尊雅(仏法寺)					
88(109)	松橋流血脈相承次第		日徳→尊雅	…堯雅・堯円・甚信・宥雅・金海・真円・元雅・憲英〔仏法寺法印〕・日徳〔同憲海僧都〕・尊雅〔同法住僧都〕	
⑩宥尊(岩城薬王寺→仏法紹隆寺)					
89(71)	深瑜兩部密印許可	天文9年11月6日	深瑜→宥尊	右於奥州岩城薬王寺道場兩部密印奉授也／天文九年庚子(1540)霜月六日／伝授大阿闍梨権大僧都法印深瑜	岩城薬王寺にて授受。96と同。
⑪宥誉(尾張真福寺→岩城薬王寺→仏法紹隆寺)					
90(72)	伝法灌頂密印		祐舜→宥誉	伝授大阿闍梨法印祐舜(花押)	
91(78)	政誉受明灌頂	天文21年12月12日	政誉→宥誉	相承次第／範俊・勝覚・聖賢・房覚・蓮頭寛位・源俊／堯円・鏝海・儀海・宥円・能信・信瑜・任瑜・宗真／宥覚・宥算・政覚・政円・政誉・宥誉／天文二十一年〔壬子〕(1552)十二月十二日〔日曜井	

				宿) / 若有業生遇此教 晝夜四時常精進 / 現世證得歡喜地後十六生成正覺 / 伝授大阿闍梨位法印大僧都政譽 (花押)	
92(77)	政譽受明灌頂	天文21年12月12日	政譽→宥譽	相承次第 / 範俊・勝覺・聖賢・房覺・蓮顯 / 寬位・源俊・堯門・錢海・儀海 / 宥円・能信・信瑜・任瑜・宗真 / 宥覺・宥算・政覺・政円・政譽 / 宥譽 / 天文二十一年〔壬子〕(1552) 十二月十二日〔日曜井宿〕 / 若有業生遇此教 晝夜四時常精進 / 現世證得歡喜地後十六生成正覺 / 伝授大阿闍梨位法印大僧都政譽 (花押)	
93(75)	政譽相応灌頂印明	天文21年12月17日	政譽→宥譽	天文二十一年〔壬子〕(1552) 十二月十七日授与宥譽畢 / 伝授大阿闍梨位法印權大僧都政譽 (花押)	
94(76)	政譽相応經灌頂密印	天文21年12月17日	政譽→宥譽	天文二十一年〔壬子〕(1552) 十二月十七日授与宥譽畢 / 伝授大阿闍梨位法印權大僧都政譽	
95(96)	深瑜印可	天正9年11月6日	深瑜→宥譽	右於奥州岩城葉王寺道場兩部密印奉授也 / 天正九年〔庚子〕(1581) 霜月六日 / 伝授大阿闍梨權大僧都法印深瑜	岩城葉王寺にて授受。71と同。
96(111)	祐舜伝法灌頂	祐舜→宥譽			
97(112)	祐舜受明灌頂		祐舜→宥譽	相承次第 / 範俊・勝覺・聖賢・房覺・蓮顯寬位・源俊 / 堯円・錢海・儀海・宥円・能信・信瑜・任瑜・宗真 / 宥覺・政祐・祐舜・宥譽 / 若有業生遇此教 晝夜四時常精進 / 現世證得歡喜地 後十六生成正覺 / 伝授大阿闍梨祐舜 (花押)	
⑫宥盛 (高野山→仏法紹隆寺)					
98(81)	快音靈灌頂相承	天正2年9月16日	快音→宥盛	右於高野山一心院阿光坊灌頂道場授与 / 宥盛守之如眼精莫失念而已 / 天正二年(1574) 九月十六日 / 伝燈大阿闍梨法印權大僧都快音	
99(82)	快音第三重	天正2月16日	快音→宥盛	天正二年(1574) 九月十六日授与宥盛 / 伝燈大阿闍梨權大僧都快音	
100(83)	快音瑜祇灌頂印信	天正2年9月16日	快音→宥盛	天正二年(1574) 九月十六日授与宥盛 / 伝授大阿闍梨權大僧都快音	
101(84)	快音伝法灌頂印信	天正2年9月16日	快音→宥盛	右於紀州高野山一心院阿光坊道場授兩部伝法灌頂畢 / 天正二年(1574) 九月十六日 / 伝燈大阿闍梨權大僧都快音 (花押)	
102(85)	快音許可灌頂印信	天正2年9月16日	快音→宥盛	右於紀州高野山一心院阿光坊道場授兩部印可畢 / 天正二年(1574) 九月十六日 / 伝燈大阿闍梨權大僧都快音 (花押)	
103(86)	快音靈灌頂相承次第	天正2年9月16日	快音→宥盛	大真・源聖・觀淳・元明・覺定・勝定・元実・勝成・頼賢・願行・憲淳・玄海・快成・信弘・宥快・快全・憲乘・雄遍・聲遍・勢覺・快	

				秀・乗俊・良恩・良識・快音・宥盛/天正二年(1574)九月十六日	
104(87)	快音秘密灌頂	天正2年9月16日	快音→宥盛	右於紀州高野山一心院阿光坊道場授兩部印明畢/天正二年(1574)九月十六日/伝燈大阿闍梨大僧都快音	
105(88)	快音伝法灌頂印信	天正2年9月16日	快音→宥盛	天正二年九月十六日	
106(110)	師資付法血脈		快音→宥盛	成賢・意教上人・願行上人・憲淳僧正・玄海法印・快成僧都・信弘僧都・宥快法印・快全僧都・憲乘法印・雄遍法印・聲遍僧都・勢覚僧都・快秀律師・乗俊僧都・良具僧都・良識僧都・快音僧都・宥盛僧都	
107(94)	空鏤惣許可	天正5年7月2日	空鏤→宥盛	天正五年〔丁丑〕(1577)七月二日金剛宥盛/灌頂大阿闍梨法印権大僧都空鏤	
⑬祐鏡(高野山→仏法紹隆寺)					
108(95)	頼善三部大日許可	天正7年9月22日	頼善→祐鏡	右於高野山金剛峯寺遍照尊院灌頂道場/授之三部大日許可印明畢/天正七季〔己卯〕(1579)九月二十二日〔月曜星宿〕授与祐鏡/伝授大阿闍梨法印権大僧都頼善示之	
⑭円鑲					
109(101)	祐元受明灌頂	天正13年5月12日	祐元→円鑲	相承次第/範俊・勝覚・聖賢・房覚・蓮頭・寛位・源俊・堯円・鏤海/儀海・宥円・能信・信瑜・任瑜・宗真・宥覚・宥算・政覚/政誉/宥誉/鏤了・祐元・円鑲/天正十三年〔乙酉〕五月十二日〔火曜房宿〕/若有業生遇此教 晝夜四時常精進/現世證得歎喜地 後十六生成正覚/伝法大阿闍梨法印大僧都祐元(花押)	
⑮俊雅					
110(80)	経名不知	元龜4年8月	俊雅	俊承私云/元龜四〔癸丙〕(1573)年八月彼岸之内俊栄〔人テハニ〕御本写之/俊雅法師	
⑯慶算					
111(100)	付法状	天正13年2月28日	行算→慶算	天正拾三季〔乙丙〕(1585)二月二十八日/伝燈大阿闍梨位法印行算	醍醐三法院流
⑰宥弁					
112(106)	尊隆伝法灌頂職位事	慶長3年4月21日	尊隆→宥弁	慶長三年(1598)四月二十一日授長久印宥弁了/伝授大阿闍梨法印権大僧都尊隆	
⑱乗舜					

113(116)	伝法灌頂目安第二		乘舜	右筆乘舜為師之／広恩祖之徳報也	
114(117)	伝法灌頂目安第三				
115(118)	無題古写経			両部清滝八大祖師□宿縁虎併無始薰習此口伝ニ獲得スル事／致真慮可恐々々	
116(114)	本不生口伝				
117(115)	包紙表紙書	智積院→仏法			